

保 護 者 様

阿賀野市立水原小学校
校 長 佐藤 元彦

感染症による児童生徒の出席停止について

お子さんの病気は学校保健安全法に定められた感染症により出席停止となります。ご家庭においては医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

なお、登校される際には、別紙「登校許可証明書」に医師から記入していただき、学校へ提出してください。

記

◎ 感染症の名称及び出席停止期間の基準

該当に ○印	対 象 疾 病	出 席 停 止 期 間 の 基 準
	インフルエンザ	解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	} 病状などにより医師において、感染のおそれがないと認められるまで
	・腸管出血性大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症 ()	

* 出席停止の期間は示されているとおりでありますが、病状などにより、医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではありません。

◎ その他 出席停止期間は欠席にはなりません。ご家庭で休養させてください。